

## 資料編

## 第 3 節

## 総合計画審議会

## 1 会議概要

公共的団体の役員、学識経験者などで構成される審議会では、市民の意思を反映するとともに、多角的で専門的な見地から、総合計画に関する重要事項を審議しました。

また、審議会で使用した資料や会議録は、計画策定手続きの透明化を図るために、会議終了後にホームページで広く公開しました。

◇ 報告事項 ◆ 審議事項

## 議事

## 第1回(平成28年6月27日)

## 諮問

## ◇野々海市第一次総合計画の見直しについて

- 1 野々海市第一次総合計画とは
- 2 野々海市第一次総合計画見直し方針(案)
- 3 野々海市第一次総合計画見直しスケジュール(案)
- 4 アンケートによる現状把握

## ◆野々海市第一次総合計画基本構想の見直し及び後期基本計画の策定について

- 1 野々海市第一次総合計画基本構想見直し方針(概要)(案)
- 2 野々海市第一次総合計画後期基本計画策定方針(概要)(案)

## 第2回(平成28年8月22日)

## ◆野々海市第一次総合計画後期基本計画(原案)について

- 1 野々海市第一次総合計画後期基本計画(原案)概要
- 2 野々海市第一次総合計画後期基本計画(原案)

## 第3回(平成28年11月1日)

## ◆野々海市第一次総合計画【中間見直し】(原案)について

- 1 パブリックコメントのご意見と野々海市の考え方について
- 2 野々海市第一次総合計画【中間見直し】(原案)の構成について
- 3 野々海市第一次総合計画【中間見直し】(原案)について  
答申



会議の様子

## 2 審議会委員名簿

(五十音:敬称省略)

職	氏名	所属等
委員	朝倉 あづさ	声楽家
委員	安部 優太	公募
委員	岩井 繁樹	のいち里まち倶楽部
委員	上野 弘子	野々市市各種女性団体連絡協議会
委員	上野 義信	野々市市勤労者協議会
委員	内村 榮一	野々市市文化協会
副会長	榎本 俊樹	石川県立大学
委員	太田 利一郎	株式会社大日製作所
委員	神谷 浩夫	金沢大学
委員	北岸 正彦	公募
委員	小松 靖典	公募
委員	坂井 和代	野々市市本町児童館ふれあいクラブ
委員	澤村 昭子	野々市市女性協議会
会長	鹿田 正昭	金沢工業大学
委員	滝下 嘉昭	公募
委員	田多野 和彦	野々市市中央公民館
委員	西村 一正	野々市市商工会
委員	西村 信夫	野々市農業協同組合
委員	畠 紀子	公募
委員	濱田 利幸	野々市市小中学校長会
委員	藤田 雅顯	野々市市連合町内会
委員	前川 一夫	野々市市民生委員児童委員協議会
委員	宮川 涉	野々市市体育協会
委員	村上 真之輔	株式会社北國銀行野々市支店
委員	吉川 明彦	公募

## 資料編

## 第 3 節

## 総合計画審議会

## 3 野々市市総合計画審議会条例

制 定 平成24年3月21日条例第14号

(設置)

第1条 この条例は、市長の諮問機関としての野々市市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、野々市市の総合計画に係る事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関等の代表
- (3) 野々市市の区域内に住所を有する20歳以上の者で、市の募集に応じたもの
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 審議会に、副会長1人を置き、会長の指名により選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年野々市町条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 4 野々海市総合計画審議会規則

制 定 平成24年3月21日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、野々海市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 野々海市総合計画審議会条例（平成24年野々海市条例第14号）第2条の野々海市の総合計画に係る事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 野々海市総合計画のうち基本構想の策定並びに基本計画及び実施計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 野々海市総合計画のうち基本計画に掲げる施策の進捗状況を把握し、及び管理するために市が実施する行政評価に関し、意見を述べること。
- (3) 野々海市総合計画のうち基本計画に掲げる施策の達成を支えるために市が実施する行政改革の進捗状況に関し、意見を述べること。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、会長の許可を得て傍聴することができるものとし、当該許可の手続その他会議の傍聴に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ意見若しくは説明を求めると又は資料の提出を求めることができる。

(公印)

第5条 審議会の公印の種類、寸法、書体、様式、使用区分及び保管者並びにその数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、審議会の公印の取扱いについては、野々海市公印規則（平成5年野々市町規則第3号）の例による。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(旅行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後最初に行われる会議の招集及び委員の任期満了による改選後最初に行われる会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則（平成28年規則第19号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

## 資料編

## 第 3 節

## 総合計画審議会

## 5 野々市市総合計画審議会会議傍聴規則

制 定 平成24年3月21日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、野々市市総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて、会長が定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所において、会議の開始前に総合計画審議会会議傍聴受付票（別記様式）に自己の住所及び氏名を記入し、会長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、同項の規定による受付をした順序により、傍聴人の人数が定員に達するまで行うものとする。

(傍聴の制限)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他の通信機器を使用しないこと。
- (6) 不体様な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議の会場において撮影、録画又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反者に対する措置)

第8条 会長は、第6条各号又は前条に規定する遵守事項等を遵守しない者があるときは、これを制止し、その制止に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、会長が傍聴を禁止したとき、又は退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関して、会長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

## 6 野々海市総合計画審議会委員の公募に関する要綱

制 定	平成27年野々海市告示第3号 (平成27年1月30日)
一部改正	平成27年野々海市告示第49号 (平成27年3月31日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々海市総合計画審議会条例(平成24年野々海市条例第14号)第3条第2項第3号に規定する野々海市総合計画審議会委員(以下「公募委員」という。)の公募及び選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 公募は、市広報及び市ホームページに掲載して行うものとする。

(応募の方法)

第3条 応募は、応募申込書(別記様式)及び別に定める課題に対する作文を提出して行うものとする。

2 提出の方法は、持参、郵送、電子メール又はファックスによるものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 公募委員の選考のため、野々海市総合計画審議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会の委員は、副市長、企画振興部長及び企画課長をもって充てる。

3 選考委員会は、必要に応じ副市長が招集する。

(選考の方法)

第5条 公募委員の選考は、公募委員に応募した者(以下「応募者」という。)から提出された応募申込書及び作文により行うものとする。

2 公募委員の選考は、選考基準(別表)によるものとする。

3 合計点数が同点となった応募者が2人以上ある場合は、選考委員会により総合的に判断して順位を決めるものとする。

(結果の通知)

第6条 選考の結果については、全ての応募者に文書で通知するものとする。

(再募集)

第7条 公募がなかったとき若しくは募集した人数に応募者の人数が達しなかったとき又は選考の結果、募集した人数に達しなかったときは、再募集を行うものとする。ただし、日程に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

(庶務)

第8条 公募委員の公募及び選考に関する庶務は、企画課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。